

## 役員給与の削減について

(単位：千円)

	総 裁 ・ 理 事 長 等	副 総 裁 ・ 副 理 事 長 等	理 事	監 事
銀行等	1,346	1,297	1,196	923
(国際協力銀行、日本 政策投資銀行等)	1,346	1,228	1,034	852
	0.00%	-5.33%	-13.53%	-7.71%
	-19.06%	-17.37%	"	"
公庫	1,346	1,279	1,058	923
大規模公団等	1,268	1,090	942	852
(日本鉄道建設公団、 都市基盤整備公団等)	-5.80%	-14.81%	-10.96%	-7.71%
	-17.99%	"	"	"
中規模公団	1,339	1,196	1,027	831
(緑資源公団)	1,130	1,034	921	790
大規模事業団	-15.63%	-13.53%	-10.29%	-4.88%
(環境事業団、労働福 祉事業団等)	"	"	"	"
中規模事業団	1,229	1,100	954	831
(金属鉱業事業団等)	1,056	970	873	790
その他法人	-14.06%	-11.81%	-8.54%	-4.88%
(国民生活センター等)	"	"	"	"
その他法人	1,058	-	887	806
(小規模)	942	-	828	774
(公害健康被害補償予 防協会等)	-10.96%	"	-6.67%	-4.00%
	"	"	"	"

注1) 各欄の第1段は平成14年3月時点の俸給月額、第2段は削減後の俸給月額の上限額、第3段は平成14年3月時点の俸給月額からの削減割合、第4段は平成10年9月29日付け閣議決定「特殊法人の役員の給与について」による調整前の俸給月額からの削減割合を示す。

注2) 平成10年度以降に独自に役員給与の削減を行った法人にあっては、上記にかかわらず、当該削減前の役員俸給に上記の削減割合を適用して得られる額に引き下げるものとするなど、法人によっては必ずしも上記の分類に入っていないものがある。